

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については定率法、無形固定資産は定額法によっています。ただし、平成10年度の税制改正に伴い、平成10年4月1日以降に取得した建物については、定額法によっています。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役職員の賞与支給に備えるため、当センターの賞与支給に係る規程に基づく支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（平成11年9月14日、日本公認会計士協会）の小規模企業等における簡便法を適用し、当センター退職金規程に基づく自己都合退職による期末退職金要支給額を計上しております。

3. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

4. キャッシュフロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5 . 機会費用の計上基準

(1) 国有財産等の無償使用に係る機会費用の算出方法

国有財産等の無償使用に係る機会費用は、以下の価額を計上しました。

横浜(土地)	相続税法路線価を基準にした価額
横浜(建物)	国の規程により台帳価格に 8/100 を乗じた額
室戸(土地)	県の条例に基づく価格
名護(土地)	県の条例に基づく価格
名護(建物)	県の条例により評価額に 6/100 を乗じた額

(2) 政府出資等に係る機会費用の算出に用いた利子率

機会費用算出に用いた利子率は 1 0 年もの長期国債利回りで、当事業年度末において 1 . 4 3 5 % です。

(3) 公務員(特殊法人等からの出向職員を含む。)からの出向職員に係る機会費用の対象者数

出向職員に係る機会費用の対象者数は、当事業年度末において 45 名です。

対象者数の内訳：年間在籍者数 19 名

期中採用	14 名
期中退職	12 名
<hr/>	
合計	45 名